

亀山市告示第44号

亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付要綱の一部を改正する告示

亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付要綱（平成17年亀山市告示第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p><u>亀山市資源物集団回収活動報奨金交付要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、市民団体が自主的に実施する資源物の集団回収活動に対し、資源物集団回収活動報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することにより、地域住民のリサイクルに対する意識の高揚を図るとともに、資源物の有効利用を推進し、もって循環型社会の形成に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p>	<p><u>亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、市民団体が自主的に実施する資源物の集団回収活動に対し、資源物集団回収活動報奨金（以下「報奨金」という。）<u>及び加算金</u>を交付することにより、地域住民のリサイクルに対する意識の高揚を図るとともに、資源物の有効利用を推進し、もって循環型社会の形成に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p>

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

[(1) 略]

(2) 資源物 紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック及び雑がみに限る。）、びん類（透明びん、茶色びんその他色びん（リターナブルびんを除く。）に限る。）及び古繊維（衣類を除き市長が別に定めるものに限る。）で、原材料として再生利用することができるものをいう。

[(3) 略]

[号を削る。]

(報奨金)

第5条 市長は、集団回収活動により回収した資源物をその取扱業者に引き渡し、又は亀山市総合環境センターに直接搬入した登録団体に対して、報奨金を交付する。

2 報奨金の額は、資源物の重量1キログラム（1キログラム未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）につき4円とする。

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

[(1) 略]

(2) 資源物 紙類、布類、金属類、ビン類、ペットボトル、ペットボトルのふた、白色の発泡スチロール製食品用トレイ、飲料用缶、廃食油、使用済小型電子機器で、資源として再生利用することができるものをいう。

[(3) 略]

(4) 年間回収量 集団回収活動を行う期間（毎年4月1日から翌年の3月31日までをいう。）における当該活動による資源物の回収量をいう。

(報奨金)

第5条 市長は、資源回収物をその取扱業者に引き渡し、又は亀山市総合環境センターに直接搬入した登録団体に対して、報奨金を交付する。ただし、資源物のうち、飲料用缶、廃食油及び使用済小型電子機器については、亀山市総合環境センターに直接搬入した場合に限る。

2 報奨金の額は、資源物の重量1キログラム（1キログラム未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）につきそれぞれ次の表に掲げる金額と

[表を削る。]

(資源物回収実績報告書の提出)

第6条 [略]

2 前項の実績報告書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内の日に提出しなければならない。

区分	期間
4月から9月まで	10月1日から同月10日まで
10月から3月まで	4月1日から同月10日まで

[条を削る。]

する。

品目	金額
紙類、布類、金属類、ビン類、ペットボトル、ペットボトルのふた、白色の発泡スチロール製食品用トレイ	4円
飲料用缶	7円
廃食油、使用済小型電子機器	20円

(資源物回収実績報告書の提出)

第6条 [略]

2 前項の実績報告書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内の日に提出しなければならない。

区分	期間
4月から6月まで	7月1日から同月10日まで
7月から9月まで	10月1日から同月11日まで
10月から12月まで	1月4日から同月13日まで
1月から3月まで	4月1日から同月10日まで

(加算金の交付)

第8条 市長は、資源物のうち、紙類、金属類、ペットボトル及びペットボトルのふたを亀山市総合環境センターに

直接搬入した登録団体に対し、前条の規定による報奨金の交付に合わせ、当該搬入した資源物の重量1キログラム（1キログラム未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）につき3円を乗じて得た金額をセンター搬入加算金として交付する。

2 市長は、登録団体に対し、次の表の左欄に掲げる年間回収量に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を年間回収量加算金として交付する。

年間回収量	金額
10トン以上30トン未満	1万円
30トン以上50トン未満	3万円
50トン以上100トン未満	5万円
100トン以上	10万円

3 市長は、年間回収量が前年度と比べて5パーセント以上増加した登録団体に対し、増加した年間回収量1キログラム（1キログラム未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）につき3円を乗じて得た金額を前年度対比加算金として交付す

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録団体から登録の廃止の届出があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

(登録の抹消)

第9条 市長は、登録団体から登録の廃止の届出があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

当該団体の登録を抹消するものとする。

[(1) 略]

(2) この告示の規定に違反し、又は虚偽の申請その他不正の手段により報奨金の交付を受けようとし、若しくは受けたことが明らかになったとき。

[(3) 略]

(報奨金の返還)

第9条 市長は、報奨金の交付を受けた市民団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該報奨金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) この告示の規定に違反し、又は虚偽の申請その他不正の手段により報奨金の交付を受けたとき。

[(2) 略]

(報告及び調査)

第10条 市長は、報奨金に係る予算執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、登録団体に対し、報告を求め、又は職員に必要な調査を行わせることができる。

(見直し)

第11条 市長は、令和7年4月1日から起算して5年ごとに、又は資源物の引取価格に著しい変動があった場合は随時に、この告示に定める資源物の範囲、報奨金の額等の見直しを行うもの

当該団体の登録を抹消するものとする。

[(1) 略]

(2) この告示の規定に違反し、又は虚偽の申請その他不正の手段により報奨金若しくは加算金の交付を受けようとし、若しくは受けたことが明らかになったとき。

[(3) 略]

(報奨金等の返還)

第10条 市長は、報奨金の交付を受けた市民団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該報奨金又は加算金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) この告示の規定に違反し、又は虚偽の申請その他不正の手段により報奨金若しくは加算金の交付を受けたとき。

[(2) 略]

(報告及び調査)

第11条 市長は、報奨金及び加算金に係る予算執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、登録団体に対し、報告を求め、又は職員に必要な調査を行わせることができる。

(見直し)

第12条 市長は、平成26年4月1日から起算して5年ごとに、又は資源物の引取価格に著しい変動があった場合は随時に、この告示に定める資源物の範囲、報奨金の額等の見直しを行うもの

とする。	のとする。
備考 表中の [] の記載は注記である。	

様式第1号中 「代表者の住所 氏名」 を 「代表者 郵便番号 住所 氏名」 に、「亀山

市資源物集団回収活動報奨金等交付要綱」を「亀山市資源物集団回収活動報奨金交付要綱」に、

回収品目 (該当する品目に○を付けてください。)	回収予定月	回収予定日	回収場所	引渡方法 (どちらかに○を付けてください。)		引渡予定業者
				センター 直接搬入	業者引き渡し	
紙類、布類、金属類、ビン類、ペットボトル、ペットボトルのふた、白色トレイ						
飲料用缶						
廃食油、使用済小型電子機器						

を

回収品目 (該当する品目に○を付けてください。)	回収予定回数	回収予定場所	引渡方法 (どちらかに○を付けてください。)		引渡予定業者
			センター 搬入	業者引き渡し	
紙類					
びん類 (リターナブルびんを除く。)					
古繊維 (衣類を除く。)					

に、

口座名義人

(添付書類) 団体の構成員の名簿

を

口座名義人

※ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの受取口座として指定されている店名等をご記入ください。

(添付書類) 団体の構成員の名簿

に改める。

様式第2号中「亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付要綱」を「亀山市資源物集団回収活動報奨金交付要綱」に、「直接搬入する」を「搬入する」に、

区分	期間
4月から6月まで	7月1日から同月10日まで
7月から9月まで	10月1日から同月11日まで
10月から12月まで	1月4日から同月13日まで
1月から3月まで	4月1日から同月10日まで

区分	期間
4月から9月まで	10月1日から同月10日まで
10月から3月まで	4月1日から同月10日まで

しくは加算金」を「報奨金」に改める。

様式第3号中「代表者の住所 氏名」を「代表者 郵便番号 住所 氏名」に、「登録

した事項を変更（廃止）したいので、亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付要綱」を「登録した事項を変更したい（廃止したい）ので、亀山市資源物集団回収活動報奨金交付要綱」に、

変更事項 <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 口座 <input type="checkbox"/> その他	前代表者名 新代表者名 住所 電話番号
	振込先 銀行・金庫・組合 支店 預金の種類 普通・当座 口座番号 (ふりがな) 口座名義人
	その他変更事項
廃止	理由

変更事項 <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 口座 <input type="checkbox"/> その他	前代表者名 新代表者名 郵便番号 住所 電話番号
	振込先 銀行・金庫・組合 支店 預金の種類 普通・当座 口座番号 (ふりがな) 口座名義人 ※ ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの受取口座として指定されている店名等をご記入ください。
	その他変更事項
廃止	理由

改める。

様式第4号中 「 代表者の住所 氏名 」 を 「 代表者 郵便番号 住所 氏名 」 に、「亀山

市資源物集団回収活動報奨金等交付要綱」を「亀山市資源物集団回収活動報奨金交付要綱」に、「

回収品目 (該当する品目に○を付けてください。)	回収予定月	回収予定日	回収場所	引渡方法 (どちらかに○を付けてください。)		引渡予定業者
				センター 直接搬入	業者引 き渡し	
紙類、布類、金属類、ビン類、ペットボトル、ペットボトルのふた、白色トレイ						
飲料用缶						
廃食油、使用済小型電子機器						

を

「

回収品目 (該当する品目に○を付けてください。)	回収予定回数	回収予定場所	引渡方法 (どちらかに○を付けてください。)		引渡予定業者
			センター 搬入	業者引 き渡し	
紙類					
びん類(リターナブルびんを除く。)					
古繊維(衣類を除く。)					

に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第6条関係）

登録番号

資源物回収実績報告書

年 月 日

亀山市長 様

団体名

代表者 郵便番号

住所

氏名

※本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号

亀山市資源物集団回収活動報奨金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり資源物回収の実績について報告します。

資源物回収明細		
品目	業者引渡量	センター搬入量
新聞	kg	kg
雑誌	kg	
段ボール	kg	
紙パック	kg	
雑がみ	kg	
透明びん	kg	kg
茶色びん	kg	
その他色びん	kg	
古繊維（衣類を除く。）	kg	kg
合計	kg	kg

※ 1 kg 未満の端数は、切り捨ててください。

（添付書類）

業者に引き渡した伝票の写し（業者の印があること。）又は亀山市総合環境センターに搬入した伝票の控え

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付要綱（以下「旧要綱」という。）第6条の規定によりなされた実績報告に対する旧要綱の規定による報奨金及び加算金の交付については、なお従前の例による。